

令和8年度女性就業援助事業（技術講習）提案募集要領

岩手県では、女性の就業を促進するため、民間教育訓練機関等を活用した技術講習を実施します。

つきましては、女性の職業能力開発及び地域の雇用ニーズに対応した就職促進のための知識・技能の習得を目的とする講習カリキュラム等について、提案を募集します。

1 実施予定地域

岩手県全域（別表実施地区区分による。）

2 実施予定コース数

7コース程度

3 委託業務の内容

別添女性就業援助技術講習実施計画によるものとします。

4 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす事業者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 募集要領の配布開始の日から審査結果の公表の日までの期間に、岩手県が発注する業務について、入札参加停止等の措置を受けている者に該当する者でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75条）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。
- (5) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員（同法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 岩手県内に本業務を実施するための教育訓練施設等を有していること。
- (8) 介護員養成研修関連コース（岩手県介護員養成研修事業取扱要綱に規定する介護員初任者研修課程）は、当該講習の受講者募集開始前までに、岩手県介護員養成研修事業取扱要綱に定める介護員養成研修事業者の指定を受けていること。

5 提出書類

提案するコースについて次の資料を提出（正本1部及び副本3部）してください。

なお、複数のコースに提案する場合、（9）及び（10）については1部ずつの提出で構いません。

- (1) 女性就業援助事業（技術講習）企画提案書（様式1）
- (2) 受託希望機関の概要（様式2）
- (3) 講習環境一覧表（様式3）
- (4) 提案内容説明書（様式4）
- (5) 就職支援の状況（様式5）
- (6) 講習カリキュラム（様式6）
- (7) 講師一覧（様式7）
- (8) 講師履歴（様式8）
- (9) 履歴事項全部証明書（写）又はそれに類するもの
- (10) 財務諸表類2年分（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書等）

※ 上記提出書類に加え、追加資料の提出を求めることができます。

6 委託料の額

講習の実施に必要な経費（募集経費を含む。）を受講者数等に応じて予定価格を上限に支払います。また、就職支援の実績（技術講習終了日の翌日から起算して3か月間（3か月を経過する日）までの講習受講修了者等の就職状況）に係る就職支援経費を就職率及び受講者数等に応じて支払います。

$$\text{就職率} = (\text{就職者数} + \text{中途退講就職者数}) \div (\text{修了者数} + \text{中途退講就職者数}) \times 100$$

- | | |
|-------------------|---------------------|
| (ア) 就職率60%以上 | 受講者1人当たり20,000円（外税） |
| (イ) 就職率35%以上60%未満 | 受講者1人当たり10,000円（外税） |
| (ウ) 就職率35%未満 | 支払なし |

7 委託候補者の選定

- (1) 受託希望機関からの提案内容に基づき、運営体制及び講習環境、カリキュラム内容等及び就職支援体制等について総合的に判断するとともに、実施地区の均衡を配慮しながら、女性の就業促進に資する講習と認められる提案書の提出機関を選定し、予算の範囲内で委託します。

なお、契約の際、必要に応じて提案内容を変更する場合があります。

- (2) 審査に当たっては、提出書類の記載内容について提出機関から直接説明をお聞きする場合があります。
- (3) 審査結果は、3月2日（月）までに文書により各応募者あて通知します。

(4) 審査項目

審査項目	審査観点
1 実施体制等	(1) 受講者の状況に応じた実施体制や施設・設備上の配慮がなされているか。 (2) 受講者の職業能力開発及び再就職に配慮した指導ができる専門知識、能力、経験を有する講師が確保されているか。
2 提案内容等	(1) 科目の内容や時間は地域雇用ニーズ及び就職に結びつくものか。また、資格・免許との関連が図られているか。 (2) 就職を支援する体制が整備されているか。また、資格取得を支援する取組みがあるか。 (3) 講習を効果的に受講できるような体制ができているか。また、安定就労を希望する受講者に対する配慮がなされているか。 (4) 募集・広報活動の体制が整備されているか。
3 事業内容等	(1) 就職支援や資格取得への取組みは適切か。 (2) 就職率等から業務目標を達成することは可能か。また、本業務に類する業務の実績は良好か。
4 総合評価	講習の実施に当たり独自の工夫等特記すべき点が認められるか。

8 応募方法

(1) 提案書提出期限 令和8年2月4日（水）午後5時必着

(2) 提案書提出先

岩手県立産業技術短期大学校（〒028-3615 紫波郡矢巾町大字南矢幅10-3-1）

(3) 受託希望者は、作成した提案書を提出期限までに持参又は郵送により提出してください。

ア 1コースにつき1つの提案しかできません。

イ 持参の場合は、祝日、日曜日及び土曜日を除く午前9時から午後5時までの間に直接提出してください。

ウ 郵送の場合は、封筒の表に「企画提案書」在中の旨、朱書きしてください。

(4) 応募に要する費用は、応募者が負担してください。

9 提案書の無効

次の各号に掲げるいずれかの要件に該当した場合は、選考の対象から除外します。

(1) 提出された書類に虚偽の記載があったとき。

(2) 取締役が刑法の定める容疑により逮捕又は起訴されたとき。

(3) 威圧その他の行為により公正かつ円滑な選考を妨げたとき。

10 その他

- (1) 企画提案会は、開催しません。
- (2) 審査委員会の審査員は、公表しません。
- (2) 提出書類は返却しません。
- (3) 令和8年度岩手県一般会計予算が議決されなかつた場合にあっては、この公告による手続きについて停止の措置を行うことがあります。

(別表) 実施地区区分

地区	区域（講習実施場所）
盛岡地区	盛岡市、八幡平市、滝沢市、岩手郡雫石町、岩手郡葛巻町、岩手郡岩手町、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町
釜石地区	釜石市、遠野市、上閉伊郡大槌町
宮古地区	宮古市、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畠村
花巻地区	花巻市
一関地区	一関市、西磐井郡平泉町
水沢地区	奥州市、胆沢郡金ヶ崎町
北上地区	北上市、和賀郡西和賀町
大船渡地区	大船渡市、陸前高田市、気仙郡住田町
二戸地区	二戸市、二戸郡一戸町、九戸郡軽米町、九戸郡九戸村
久慈地区	久慈市、九戸郡洋野町、九戸郡野田村、下閉伊郡普代村

女性就業援助技術講習実施計画

1 業務内容

- (1) 技術講習の周知等に関する業務
- (2) 受講申込の受付及び定員管理に関する業務
- (3) 受講決定者等への連絡等に関する業務
- (4) 受講者の報告に関する業務
- (5) 技術講習の実施及び講習期間中における受講者の出欠状況等の把握、事務処理及び報告に関する業務
- (6) 受講者の就職支援に関する業務

2 技術講習の内容

(1) 講習人員

5人以上9人以下において設定する。

(2) 講習総実日数

15日以上23日以下において設定する。

(3) 講習期間

令和8年6月1日から令和8年12月4日までの間において設定する。

なお、講習は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に規定する行政機関の休日及び令和8年8月13日から令和8年8月15日までの日には実施しないものとする。

(4) 講習対象者

県内に居住する女性で、かつ県内での就業を希望する者とする。

3 技術講習の周知等

- (1) 講習の開催及び受講者の募集に係る広報等の一切を行うこと（受講者の募集開始日（申込受付開始日）は、令和8年4月13日以降とすること。）。
- (2) 市町村広報の活用等、開催地域の市町村及び対象地域全域への十分な周知の徹底に努め、効果的な広報を行い募集に努めること。
- (3) 公共職業安定所との連携を図り、講習の周知に努めること。

4 受講者の決定等

- (1) 受講希望者が提出する受講申込書を受付けること。
- (2) 受講者の選考を行い、岩手県立産業技術短期大学校長（以下、「校長」という。）との協議により受講者を決定すること。
- (3) 受講申込者に対する選考結果の通知を行うこと（受講決定者には、書面にて通知すること。）。

5 技術講習の実施

(1) 講習体制

- ア 受講者全員が修了できるような指導体制ができていること。
- イ 各科目の内容に添った専門の講習担当者を配置すること。
- ウ 講習担当者は、講習に専念して従事すること（同時間帯に他の講習等との掛け持ちはしないこと。）。
- エ 個人情報を処理・管理するにあたり個人情報取扱管理責任者等を定め書面により報告すること。

(2) 施設設備等

- ア 同一教室での集合講習ができること。
- イ 受講者の休憩室（昼食等ができる部屋）が確保できること。

(3) 講習指導等

- ア この講習以外の受講者との混合講習はしないこと。
- イ 受講者をこの講習に関係がない作業に従事させないこと。
- ウ 常時出席を確認し、欠席等のあった場合には、当該受講者に対して適切な指導を行うこと。
- エ 受講者の安全管理を図ること（事故等のあった場合は受講者の保護及び家庭への連絡等適切な処置をとるとともに、校長に遅滞なく連絡すること。）。
- オ 講習の進行を管理する諸帳簿（出席簿、指導記録等）の作成を行うこと。
- カ この講習に必要な関係報告書類を作成すること。
- キ その他、講習の実施に伴い校長が指示する事項についての業務を行うこと。

6 就職支援の実施

- (1) 公共職業安定所等と連携を図り、受講者の就業意識啓発及び就職支援等に対する協力を得られるよう努めること。
- (2) 公共職業安定所等から求人情報を収集し、受講者に提供すること。
- (3) 講習修了者等（就職による中途退講者を含む。）の委託講習終了日の翌日から起算して3か月以内の就職状況を把握し、書面により報告すること。

7 その他

その他、この講習に必要な事項は両者協議することとする。